



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

青木 亮一郎さま

(あおき りょういちろう)

バブルの崩壊以来厳しい経営環境が続くなか同業者の転廃業も全国的に広がっていますが、おかげさまでわが社は一流企業の御支援を頂きながら生き延びております。常に社員の教育を怠らず、高い品質のサービスを提供することをモットーとして誇りを持って人に語れる職業めざして頑張っています。

レセプタントの御用命、イベントの企画等は是非弊社にお声をかけていただきたくよろしくお願い申し上げます。

お客さま紹介

株式会社名古屋パーティプロデュース (URL: <http://npp1967.jp/>)

◎会社概要

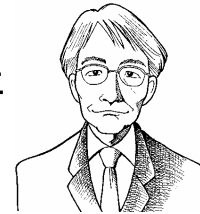
1967(昭和42)年開業、1973年株式会社として法人化。

東海地区で最初に設立されたバンケットコンパニオン会社としてレセプタント業務請負から出発しイベントの企画・演出・運営・管理業務も手掛けて現在に至る。

朝日担当

代表社員

亀山浩三



◎得意分野(商品紹介等)

有名なホテルでのパーティーに誘われ、料理も雰囲気も一流で期待に胸膨らませながら出掛けたのに、ちょっとした出来事でガッカリしたなんていう事よくありませんか? その一番の原因とでもいえるのが接客サービスだと思います。

株式会社名古屋パーティプロデュースさんの青木社長は、『サービスの本質はお客様に言われる前にすること』とおっしゃっており、同じサービス業の私共も共感しております。

また、会話のおもてなし、身だしなみや振る舞い等がきちんとでき、お客様だけでなく、パーティーの進行をスムーズに行う為にホスト側のサポートも怠らないレセプタントを送り出したいと常日頃心がけています。定期研修会も実施されており、実際に研修を受けてパーティーにアテンドしておられるレセプタントの方々は接客マナーや言葉遣いなど自然に身につけて実生活にも十分役立っているそうです。

「レセプタント」という言葉はまだ耳慣れないようですが、レセプタント=レセプション<reception接待・応対>+アテンダント<attendant付添人・案内係>という造語で、コンパニオンの呼称の現状を改善するためにも見直されたという事です。現在は、派遣業務から各種イベントの企画・制作に特に力を入れ、新商品のキャンペーン、販促イベント、展示会・運動会をプロデュースし、またホテルを利用した偲ぶ会が増えつつあるので、冠婚ばかりでなく葬祭サポート業務をメニューに加えておられます。

話題の言葉

VOD(ビデオ・オン・デマンド)とは、見たいときに見たいビデオやドラマ、ニュース番組などのコンテンツが見られるサービスです。

光回線と専用チューナーでテレビやPC、携帯電話などで視聴できます。プログラム(放送時間)が決まっていないため自分の生活スタイルに合わせて、好きな時間に、好きなタイトルを、自由に楽しめるというのがPPV(ペイ・パー・ビュー)と違うです。

この夏から日本でも、本格的に始まり地上波、衛星、ケーブルテレビに続くメディアとして注目されています。(岡本)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (ソフトウェアの扱いについて)

当社では、他社に依頼して、200万円でホームページを製作しました。
ホームページには、CGI(アンケートフォーム、パスワードアクセス制御、掲示板、ネットショッピングシステム等)機能等を組み込んでアンケートフォーム、ネット販売システムに対応できるような仕組み(プログラム)にし、そのプログラム部分の80万円も制作費に含まれています。

この制作費について、すべて一括損金処理してもよろしいでしょうか。

Answer

ご質問の事例では、CGI機能が組み込まれているため、そのプログラム部分については無形固定資産として資産計上し、5年均等償却することになります。
その他のコンテンツ部分については一時の損金として処理できます。

解説



企業会計上、ソフトウェアの範囲については、
①コンピュータに一定の仕事を行わせるためのプログラム
②システム仕様書、フローチャート等の関連文書が含まれると考えます。

税務上、ソフトウェアの概念・範囲について特に定められていませんが、企業会計の考え方と同様と解されます。

企業のホームページにおいては、単なるコンテンツ(情報)部分は一時の損金処理ができますが、データベースとアクセスできたり、企業内ネットワークと接続できるプログラムが組み込まれているプログラム部分については、無形固定資産として、耐用年数5年を適用して償却することになります。

本事例の場合、CGI機能等のプログラム部分が80万円あり、その部分については、無形固定資産として資産に計上し、5年間で償却することになります。その他の部分についてはコンテンツ部分に該当するため、一時の損金として処理することができます。

ホームページ製作を専門業者に依頼する際には、コンテンツ部分とプログラム部分を明確にして請求してもらうと該当部分を一時の損金で処理できます。

無形固定資産として資産計上した場合、ソフトウェアの金額が70万円以上(資本金3億円以下の企業)であれば、50%の特別償却もしくは10%の税額控除の対象となり、每期、安定して利益を計上するような企業であれば、税額控除を選択した方が有利になります。

根拠条文等

法人税法 第2条第23号 (減価償却資産の意義)

法人税法施行令 第13条 (減価償却資産の範囲)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第3 (無形減価償却資産の耐用年数表)